



平成 23 年 2 月 18 日

【照会先】

年金局事業企画課社会保険病院等対策室

管理官 末岡 隆則（内線 3620）

補 佐 木村 晴行（内線 3627）

専門官 茂田 誠司（内線 3626）

（代表電話） 03（5253）1111

（直通電話） 03（3595）2779

報道関係者 各位

社会保険病院等の譲渡対象病院としての選定について （厚生労働大臣通知の発出のお知らせ）

厚生労働省では、社会保険病院・厚生年金病院について、病院を保有するRFO（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構）の設置目的に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分配慮しながら、譲渡に向けた取組を進めることとしています。

今般、「健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）」について、RFOから病院の運営委託を受けている岡谷市から、同病院を譲り受けたい旨の要望がありました。

これを受けRFOに対し、同病院の譲渡手続を進めるよう指示する旨の通知を発出しましたのでお知らせします（別添資料）。

今後、RFOにて、岡谷市と譲渡に向けた手続が進められることとなります。

（参考）健康保険岡谷塩嶺病院について

所在地：長野県岡谷市4769番地

許可病床数：53床

運営団体：岡谷市



別添

厚生労働省発年0218第2号
平成23年2月18日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長 水島藤一郎 殿

厚生労働大臣 細川律夫

厚生労働省における譲渡対象施設の選定について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について（平成21年3月6日付け厚生労働省発社保第0306001号）の記2の規定により、今般、厚生労働省において譲渡対象となる社会保険病院等を下記のとおり選定したので、通知する。

記

健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市）



厚生労働省発社保第0306001号
平成21年3月6日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長 水島藤一郎 殿

厚生労働大臣 舛添 要一

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における
社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）第3の1に規定する厚生労働省の方針を下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。）（以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等について、中期目標によるほか、この方針に沿って、地域の医療体制を損なうことのないよう十分に配慮して業務を行うよう努められたい。

記

1 機構における譲渡の基本的な考え方

機構における社会保険病院等の譲渡等に当たっては、年金資金等の損失の最小化を図ることに加え、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮することを基本とすること。

2 厚生労働省における譲渡対象施設の選定

厚生労働省において、地域医療の確保を図る観点に立って、各社会保険病院等が地域医療に果たしている機能を踏まえつつ、その所在する地域の地方公共団体（以下「所在地方公共団体」という。）の意見を聴取した上で、譲渡対象となる社会保険病院等を選定し、その名称を機構に通知する。

その際、所在地方公共団体から譲渡を進めるよう要望のあった社会保険病院等については、先行して譲渡を進めることとする。

3 機構における譲渡対象施設の取扱い

機構は、2の通知のあった社会保険病院等について、譲渡に向けた手続を開始すること。

その際、病院経営の安定性の観点から二以上の社会保険病院等を集団で譲渡することが適当である場合には、その方法により譲渡を進めて差し支えないこと。

4 社会保険病院等の譲渡の方法

社会保険病院等を譲渡する方法は、次のとおりとすること。

(1) 譲渡の相手方について

譲渡の相手方は、地方公共団体、公益性のある法人又は医療法人とすること。

(2) 入札の方法について

入札に当たっては、地域医療の確保を図る観点も踏まえ総合的に判断することとし、地域医療に貢献する運営について所在地方公共団体の意見も聴いた上で、一般競争入札を行うこと。

ただし、借地上にある社会保険病院等について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、一般競争入札によらず随意契約により譲渡すること。また、地方公共団体に運営を委託している社会保険病院については、当該地方公共団体との随意契約により譲渡して差し支えないこと。

(3) 譲渡条件について

社会保険病院等の譲渡後も維持されるべき医療機能を譲渡の条件とするに当たっては、所在地方公共団体の意見も聴きつつ、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえて条件を設定すること。

なお、厚生年金病院と連携を図っている保養ホームは、当該厚生年金病院と一体で譲渡すること。

5 その他

機構が社会保険病院等の譲渡等の業務を行うに当たり、この方針に定めのない事項については、1に規定する譲渡の基本的な考え方を踏まえた上で、中期目標で定めるところによること。